

子育て・子育て応援アプリ作成に関する 優先交渉権者選定にかかる企画提案募集要領

1. 実施目的

豊中市では、平成 25 年（2013 年）4 月に、子どもが健やかに育ち、子どもを愛情深く育む地域社会を実現するため、子ども健やか育み条例を制定し、同条例及び子ども・子育て支援法に基づき、令和 2 年（2020 年）2 月に、第 2 期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」を策定しました。

同計画第 5 章「施策の展開」の施策の柱 2「子育て支援」の「2-2 子育てに必要な情報提供等」では、『子育てを取り巻く環境の変化に伴い、子育て家庭の抱える課題やニーズは多様化しており、家庭の状況によって必要な情報が異なる。それぞれの状況に応じて、保護者が必要な情報を確実に入手できるよう、妊娠期から子育て期にわたる子育て関連情報を集約し、一元的に発信する。』としています。

この取組みの一環として子育てに関する情報発信をより身近に、わかりやすく提供するため、子ども・子育て応援に特化したアプリを作成するにあたり、豊富な情報と技術を持つ優秀な業者を選定するため、企画提案募集を行います。

2. 募集対象業務

(1) 業務の概要

別添「子育て・子育て応援アプリ作成業務委託仕様書」のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和 4 年(2022 年)3 月 31 日まで。

(3) 予算額

委託料の上限は、2,178,000 円（税込）。

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、次のすべての要件を満たすものとします。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 3 年度の豊中市指名競争入札参加資格を有すること。
- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64

条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 自治体において子育て支援アプリの導入及び運用に係る業務を受託し、完了した実績を有すること。（運用中含む。）

4. 日程 ※いずれも、令和 3 年（2021 年）

- (1) 募集要領等の公表 4 月 9 日（金）
- (2) 質問事項の締切 4 月 15 日（木）17 時 15 分必着
※質問はメールで受け付け、質問への回答は個別に行いません。
※メールの件名は必ず『子育て・子育て応援アプリプロポ質問』にしてください。
- (3) 質問事項への回答 4 月 19 日（月）
- (4) 企画提案書等提出期限 4 月 26 日（月）17 時 15 分必着
- (5) 第 1 次審査（書類審査） 4 月 28 日（水）予定
※応募事業者が 4 社以上あった場合のみ実施する。
- (6) 第 2 次審査（プレゼンテーション） 5 月 10 日（月）予定
※当日の時間、場所等は、第 1 次審査終了後、通知する。
- (7) 審査結果の通知 5 月中旬発送予定
- (8) 委託契約の締結 5 月下旬締結予定

5. 応募方法

(1) 提出書類の種類

No	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル参加 表明書	正本 1 部のみ提案者の代表者印（豊中市へ事業者登録を行っている印。以下同じ）を押印。副本は複写可。	様式 1
2	業務経歴書	これまで他自治体において同様の分野の業務を請け負った実績について記載してください。 ・業務場所は、都道府県名及び市町村名を記入してください。 ・業務期間は、委託契約締結日から業務完了日までの期間とします。	様式 2
3	業務実施体制調書	本業務を担当する体制を記載してください。 ・本業務の実施の取組み体制及び特徴を記入してください。 ・役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う役割を記入してください。 ・主な勤務場所は都道府県を記入してください。 ・業務実施組織図は応募書類提出時の組織図を記入してください。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を記入してください。 ・市との連絡調整方法について記入してください。 ・システム・セキュリティ体制、データセンターについて記入してください（別紙可、国際規格の取得状況や個人情報情報の保管方法及び処理方法等を記載してください。）	様式 3
4	統括責任者及び担当者の業務実績調書	・専門分野は、本業務に関して担当・研究する活動分野を記入してください。 ・参画した主要業務の概要と担当した分野は、担当した他自治体において同様の分野の業務を請け負った実績を中心に記入してください。 ・記載した統括責任者等は、やむを得ない場合を除き、変更できないものとします。	様式 4
5	処分歴等の確認書	公募開始日から過去 3 年以内の処分歴を必ず記載してください。	様式 5
6	企画提案書	・企画提案は 1 社 1 案とします。 ・様式は自由とするが、サイズは A4 で作成してください。 ・企画提案の表紙には提案事業タイトルと提案者名を記入してください。 (記入例)「子育て・子育て応援アプリ作成業務」提案書	任意

		<p>〇〇（法人名等）。</p> <p>・次のとおり企画提案を求めます。</p> <p><項目①>機能等（優れたデザイン性、利用者が必要な情報を容易に取得することができる工夫や機能性、仕様書に記載された内容の具体的な実施方法等を含む）。</p> <p>トップページや構成等、イメージできる資料を提示してください。</p> <p>（別紙指定様式にて機能要件の仕様を明示すること。）</p> <p><項目②>業務遂行スケジュール。</p> <p><項目③>本業務委託仕様書以外に独自の提案があればご提案ください。</p>	
7	見積書	<p>本業務に係る費用（導入並びに公開後の運用・維持管理・保守費・周知啓発費用含む）内訳がわかるもの。</p> <p>※導入・運用（8か月）の別がわかるよう記載してください。</p> <p>・正本1部のみ提案者の代表者印（豊中市へ事業者登録を行っている印。以下同じ）を押印。副本は複写可。</p> <p>・見積書の宛先に「豊中市長」を、件名に「子育て・子育て応援アプリ作成業務」と明記してください。</p>	任意
8	団体の概要書 （企業概要等）	<p>連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）は必ず記載してください。</p>	任意

(2) 提出部数

正本1部、副本9部

(3) 提出期限

令和3年（2021年）4月26日（月） 17時15分必着

- ・提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とします。
- ・提出書類に不備等が発見された場合は、修正を求めることがあります。
- ・期限以降における提出書類の差替、再提出には応じません。（市が補正等を求める場合を除く。）

(4) 提出方法

持参（平日9時から17時15分まで受付。それ以外は受付不可。）、郵送、宅配便のいずれかとします。郵送、宅配便により提出する場合は、事務局に対し書類の到達について確認してください。

(5) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

6. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会を設置し審査します。応募事業者が4社以上あった場合のみ、事前に第1次審査（書類審査）を行い、提案内容発表会の対象提案者を3社に絞ります。提案書及び提案書に基づく第2次審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とします。優先交渉権者と契約に至らなかった場合は次点の提案者を優先交渉権者とすることがあります。

第2次審査（プレゼンテーション）の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者としません。なお、審査結果は、審査委員会として最終合議のうえ一本化して確定するものとします。また、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

第2次審査（プレゼンテーション）の日程等は以下の通りです。

①日時：5月10日(月)を予定

※日時・場所等の詳細は、提案者に別途連絡します。

②発表時間：30分（各提案者につき20分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答することとする。）

③機材等：パワーポイント等を使用する場合に必要な機材はすべて、提案者で用意すること。本市は、スクリーンと電源のみ用意します。

④プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とします。

⑤その他：当日の出席者は1提案者あたり3名以内（プレゼンテーションを行うものを含む）とし、すべてこの事業に携わる者とします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインで実施することも可能です。

(2) 評価項目

項目	配点	備考
1. 業務経歴・担当者実績・業務実施体制等	30	類似する業務の実績や本業務を担当する体制、スケジュール等について (提出書類 No.6 企画提案書の<項目②>含む)
2. 企画提案書	50	提出書類 No.6 企画提案書の <項目①・③>について
3. プレゼンテーション	10	企画提案書作成やプレゼンテーション能力及び 取組み姿勢についての評価
4. 見積金額	10	見積額が妥当か

(3) 審査結果の通知

結果は令和3年5月中旬に郵送にて通知します。なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交

渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではありません。

(4) 最終審査結果の公表

最終審査結果は令和3年5月中旬に市のホームページにて公表します。公表内容は以下のとおりです。

- ①件名
- ②履行期間
- ③受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
- ④公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
- ⑤選定理由
- ⑥採点結果
- ⑦担当課
- ⑧その他（受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由）

7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・本案件期間中に、上記3. で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき
- ・見積上限額を超える提案を行ったとき

8. 契約について

- (1) 契約内容及び仕様等については、採択された提案をもとに本市と詳細を協議するものとします。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがあります。
- (2) 協議が調った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される随意契約を締結します。
- (3) 本業務の受託者は本市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）

9. 留意事項

- ①本プロポーザルに要する経費(提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等)は、応募者の負担とします。
- ②選定委員会の構成員、審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ③提出書類の返却、提出期限以降における書類の差替及び再提出には応じません。
- ④提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ⑤応募を取り下げる場合は、速やかに下記担当課まで文書で通知してください。
- ⑥質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けません。

10. 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(豊中市役所第二庁舎3階)

豊中市こども未来部こども政策課

電話：06-6858-2454(直通) FAX：06-6854-9533

E-mail：kodomom@city.toyonaka.osaka.jp